

議案第35号

古市住宅建設工事請負契約の一部変更について

古市住宅建設工事請負契約（令和4年2月25日議決）の一部を次のとおり変更する。

1 契約金額

変更後の契約金額	令和4年2月25日議決における 契約金額
3,168,248,600円	2,640,000,000円

2 しゅん工期限

変更後のしゅん工期限	令和4年2月25日議決における しゅん工期限
令和8年6月30日	令和7年7月27日

令和8年2月17日提出

大阪市長 横山英幸

説明

古市住宅建設工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

古市住宅建設工事請負契約締結について

古市住宅建設工事請負契約を次の要項により締結する。

1 工事概要 鉄筋コンクリート造14階建建物1棟

建築面積 1,105.52平方メートル

延床面積 13,808.88平方メートル

附帯工事 一式

2 契約の相手方 大阪市天王寺区上汐4丁目5番26号

村本・T S U C H I Y A特定建設工事共同企業体

構成員 村本建設株式会社

T S U C H I Y A株式会社

3 契約金額 2,640,000,000円

4 しゅん工期限 令和7年7月27日

5 工事場所 大阪市城東区関目2丁目

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。